

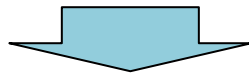
第5次枚方市総合計画の策定に向けて

1. 総合計画策定の根拠

地方公共団体の運営に関しその自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日の地方自治法の改正により市町村基本構想の策定義務が廃止された。

【参考】地方自治法第2条第4項（改正前）

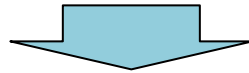
市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。



総合計画策定の趣旨を整理

【枚方市における策定の趣旨】

- 本市のまちづくりを進める上で、長期的な展望に立った目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に行政運営していくための指針とする。
- 市の最上位の計画として、市の施策全体を体系化し管理することで、各分野別計画の総合調整の役割を果たしながら、効果的に進捗管理を行う。



総合計画の策定根拠となる条例を制定（平成25年3月）

【枚方市総合計画策定条例の概要】

(1) 構成

基本構想、基本計画の2階層

- ①基本構想 本市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにし、めざすまちの姿と基本目標をまとめたもの
- ②基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すとともに、その施策の目標と取り組みの方向、主要な取り組みをまとめた計画

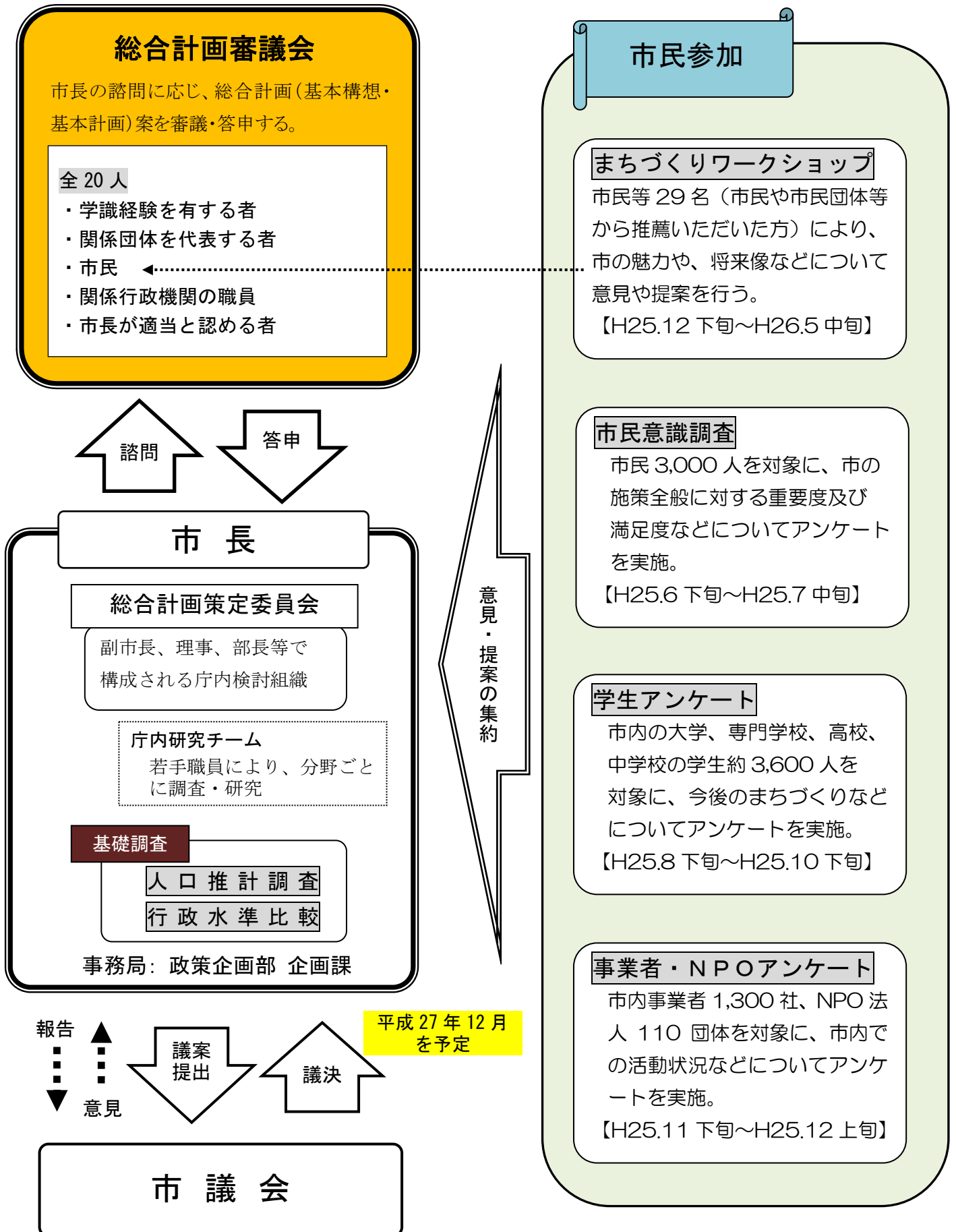
(2) 総合計画審議会への諮問

総合計画（基本構想・基本計画）を策定、変更する際には、総合計画審議会への諮問が必要

(3) 市議会での議決

基本構想の策定については市議会の議決事項

2. 総合計画の策定体制



3. 総合計画の策定に向けて

【平成 26 年度市政運営方針（平成 26 年 2 月）】

○今後、さらなる人口減少社会を迎えたとしても、多くの方から選ばれる魅力的なまちとなるため、市民が望むまちの将来像を確立するとともに、総合的かつ計画的な市政運営を進めるよう第 5 次枚方市総合計画の策定に取り組む。

【枚方市新行政改革大綱（平成 24 年 12 月）】

- 新たな総合計画を策定し、施策の「選択と集中」を実現するため、人事・財政・行革の基本方針と連動した行政経営システムを構築する。
- 市長公約や他の行政計画との整合性を踏まえた施策の優先度を設定するとともに、状況変化に対応した柔軟さも兼ね備えた計画とする。

4. 総合計画の策定スケジュール

